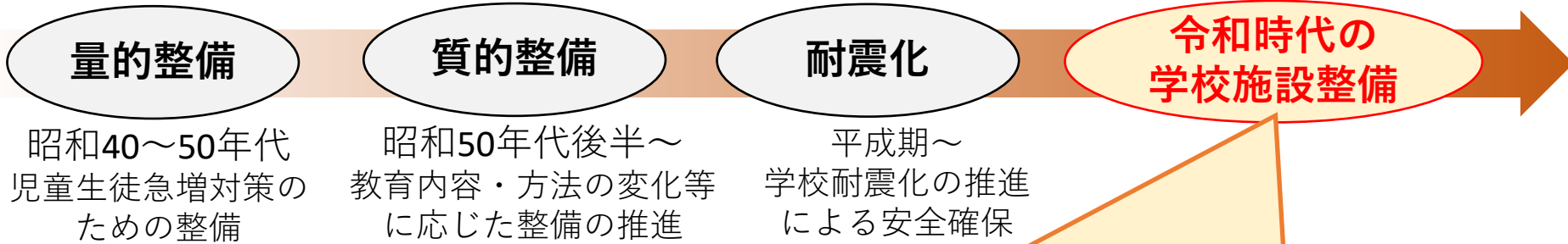


学校施設整備を取り巻く現状等

令和8年7月8日(水)

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課



学校教育（ソフト）面からの要請

- ・ 学習指導要領改訂
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの
一体的な充実
(GIGAスクール構想、35人学級化)

- 1人1台端末を前提とした新しい
時代の多様な学びへの対応
- 35人学級化に伴って生じる教室
不足への対応

施設整備（ハード）面特有の課題

- ・ 老朽化した施設の維持・更新
- ・ 環境負荷の低減
- ・ 避難所としての役割

- 施設の長寿命化対策の推進
- 施設の省エネルギー化、太陽光
発電の導入等の脱炭素化
- 防災機能の強化

①新しい時代の学びへの対応

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICT環境の整備とあわせて、学校全体を学びの場として、その在り方と推進方策を提言

学校施設の在り方に関する調査研究協力会議（令和4年3月 最終報告取りまとめ）

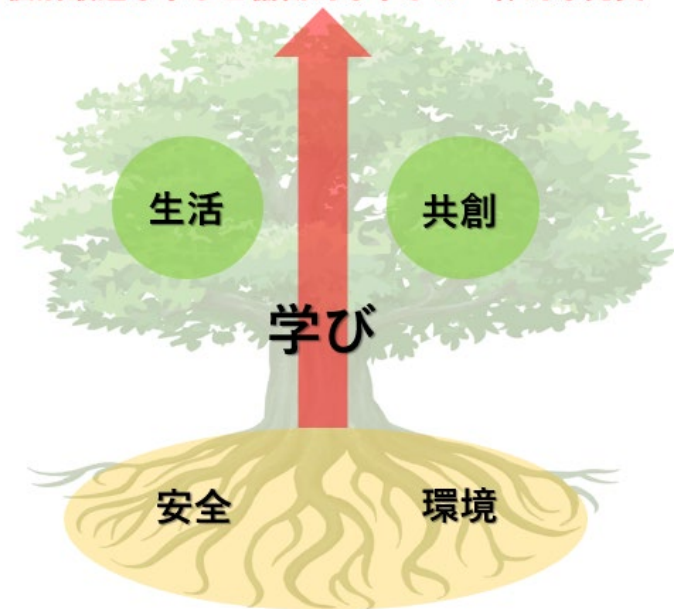
Schools for the Future

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

「未来思考」の視点

- 学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- 教室環境について、単一的機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもつ。
- 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもつ。
- どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。

全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

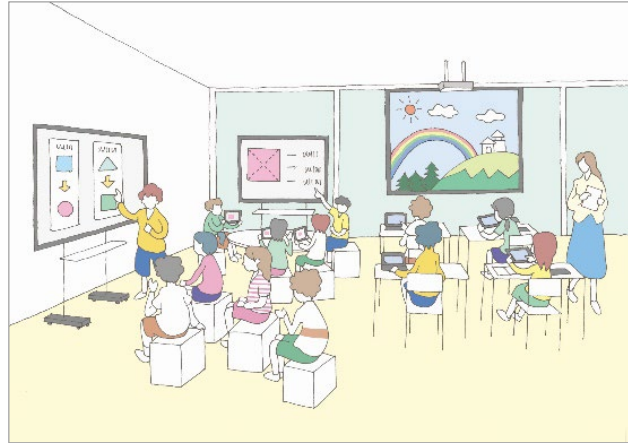


新しい時代の学び舎として目指していく姿

新時代の学びを実現する学校施設環境の確保

1人1台端末のもと、児童生徒一人一人に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現できる施設環境を確保していくため、老朽化対策とあわせ、新しい時代の学びを実現する教育環境の向上を推進していくことが必要。

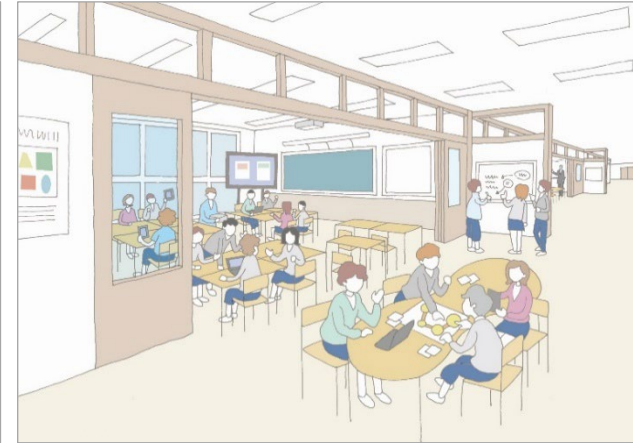
(例)



1人1台端末を文房具として活用し多様な学びを展開できる空間



ICT活用等による協働的な学びを展開できる空間



教室との連続性・一体性を確保し多様な学習活動に柔軟に対応できる空間



※イメージ図は「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 新しい時代の学校施設検討部会」より。

CO-SHA Platform ~学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム~



「新時代の学びを実現する学校施設」を目指して施設整備を行う学校設置者や、校舎を最大限活用したい教職員、整備を行う民間業者など、どなたでもご利用可能なプラットフォームです。

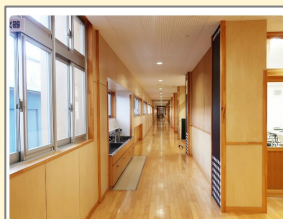
CO-SHA Platform ~ co-creation(共創), sharing ideas(共有) ~

I 新たな学校施設づくりのアイデア集

学校施設の整備・活用事例を
使いやすいコンテンツとして掲載しま

す
全国の効果的な取組を今後も掲載増

- ✓ 事例ごとにPDFで出力可能
- ✓ ビジュアルや図面などの情報を充実
- ✓ 絞り込みに便利なタグ機能
- ✓ 学校設置者から掲載希望の事例を募集



快適性と省エネの両立を目指した、地域の防災拠点となる長寿命化改修
矢吹小学校(福島県西白河郡矢吹町)
長寿命化 緑屋敷化 防災 省エネ 自然エネルギー
地域教育 柔軟な学校空間 質ながら改修

II アドバイザーへの相談窓口

学校建築アドバイザーによる助言や派遣を行う相談窓口を設置します

各分野の専門家への相談受付中

- ✓ 学校建築のエキスパートに相談可能
- ✓ 改修実績のある実務経験者も参画
- ✓ ICTを活用した新しい学びに関する有識者などとも連携して回答を提示



相談例：
改修による柔軟で創造的な空間づくりのためのアドバイスがほしい

III イベント&学校づくりの伴走支援

学校関係者の参加するイベントや学校づくりの伴走支援を行います

全国的な共創の実現に向けた取組

- ✓ 実際に取組・整備を行った教員や担当者から良かった点や今後の課題等を横展開
- ✓ 地域住民など様々な主体とともに学校づくりを行う学校設置者に対する伴走支援

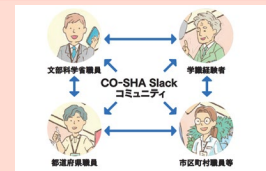


IV CO-SHA Slack コミュニティ

「直接対話型」のコミュニティを令和7年度から新たに設置しました

施設整備に関わる全国の担当者のネットワークを構築

- ✓ 学校づくりを行っている地方公共団体の職員、附属学校をもつ国立大学法人、学識経験者、文部科学省職員等が参加可能
- ✓ 気軽に投稿、他の参加者との情報共有・共創、効率的な情報収集が可能
- ✓ 令和7年6月～ 随時参加者受付中



報告書「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」（令和4年3月）

→特別支援教育を巡る動向を踏まえ、学校施設の在り方を検討。これを踏まえ各学校施設整備指針も改訂。

特別支援教育を巡る動向

- ・特別支援教育を受ける子どもの数の増加
- ・学習指導要領の改訂
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（令和3年4月施行）
- ・特別支援学校設置基準の制定（令和3年9月公布、施設及び設備に係る規定は令和5年4月施行）
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定（令和3年9月施行） など

これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方

■障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備、多様な学びの場の整備

（多様な活動に柔軟に対応できる空間の確保、特別支援学校の小中学校等への併置・併設 等）

■一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実

（ICT利用のための無線LAN・電源の整備、医療的ケアの専門スタッフ等のための空間整備 等）

■地域のコミュニティの拠点としての機能の充実

（福祉避難所として児童生徒や要配慮者等の利用を想定した平面計画・動線計画 等）

■社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり

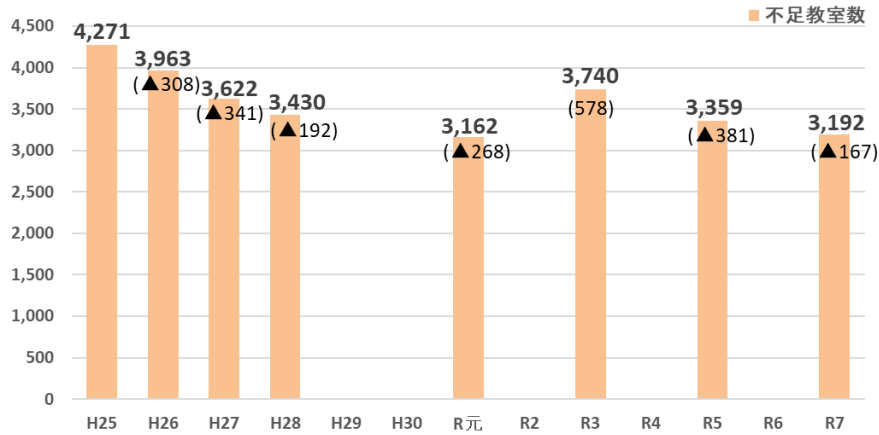
（バリアフリー化、特別支援学校の教室不足解消のための既存施設の有効活用 等）

国における推進方策

- ・各学校施設整備指針の改訂とともに、学校施設の計画・整備の事例を整理し、各学校設置者に周知。
- ・特別支援教育を行う学校施設の整備に有効に活用できる財政支援等について周知し、活用を促進。

特別支援学校の教室不足について

公立特別支援学校における教室不足数の推移



()内は前回調査時点からの増減数。R元以降、調査は2年周期で実施。

前回調査と比較して167教室減少しているが、依然として、特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加により、令和7年10月1日現在**3,192教室の不足**が生じている。

特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（R8.4.10）

- 各設置者に対し、**集中取組期間**（令和2年度から令和6年度まで※）において、**国の財政支援制度を積極的に活用**するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等を図るなど、**首長部局や域内市区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行う**よう要請。

※当初令和6年度までとしていた**集中取組期間を令和9年度まで延長**

文部科学省の支援策等

- 各設置者が行う特別支援学校の新増築等の施設整備に対して、**優先的に国庫補助**
- **集中取組期間**に、特別支援学校ではない既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助率を**3分の1から2分の1に引上げ**
- 更なる支援として、**集中取組期間**において、**教室不足解消に向けた既存の特別支援学校校舎の改築・改修**の国庫補助率を**3分の1から2分の1に引上げ**（令和5年度から）
- 都道府県教育委員会へヒアリングを実施し、進捗状況や課題についてフォローアップを行うとともに、各自治体の取組を整理した**好事例集**を作成し各自治体に周知。

(※) 特別支援学校の教室不足解消に向けた好事例集

- ・第一章 児童生徒数の推計
- ・第二章 既存施設等の活用
- ・第三章 基礎自治体等との連携



市立小学校に分校を設置した例

愛媛県が四国中央市と連携し、同市立三島小学校の東校舎を改修し、県立新居浜特別支援学校みしま分校を設置（小・中、知的障がい）



バリアフリー法の改正

● 経緯

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）においては、平成18年の法制定時から、特別支援学校が特別特定建築物に位置付けられ、令和2年改正において、特別特定建築物に公立小中学校等が追加された（令和3年4月1日施行）。

● 学校施設に係る義務付けの範囲

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

※これに加え、省令で、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（誘導基準）が、さらに、バリアフリー設計のガイドラインとして「建築設計標準」が定められている。

「学校」

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

新築、増築、改築、用途変更、修繕
又は模様替えについて適合努力義務

- 特別支援学校
- 公立の小学校、
中学校、
義務教育学校、
中等教育学校
(前期課程)

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は
主として高齢者、障害者等が
利用する特定建築物その他の特定
建築物

① 2,000㎡以上の新築、増築、改築※
又は用途変更について適合義務

※増改築部分のみが義務化の対象

② 2,000㎡未満及び既存建築物につい
て適合努力義務

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の着実な推進について

- 令和2年のバリアフリー法改正により、**既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化**。学校設置者において、関係部局との連携を図りながら整備計画を策定し、**計画的な取組を加速することが必要**。
- 文部科学省では、将来的に全ての学校施設におけるバリアフリー化を目指しつつ、令和2年に**令和7年度末までの整備目標を設定し**、学校設置者に取組の加速を要請。また、バリアフリー化の改修事業について**国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ**。
- 令和6年時点の整備状況の推移を確認すると、**整備目標に対して進捗が十分ではない状況**であり、令和8年度以降も取組が必要。現行の整備目標の一刻も早い達成に向けて取り組むこととして、**令和8年度～令和12年度末の整備目標を令和7年8月に設定**。

公立小中学校等施設のバリアフリー化率

対象		令和2年度	令和4年度	令和6年度	整備目標(令和8年度～令和12年度末)	
バリアフリートイレ	校舎	65.2%	70.4%	74.4%	避難所に指定されている全ての学校※に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約97%に相当	
	屋内運動場	36.9%	41.9%	47.9%		
スロープ等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	82.2%	全ての学校に整備	
		屋内運動場	74.4%	77.9%		80.7%
	昇降口・玄関等から 教室等まで	校舎	57.3%	61.1%		65.2%
		屋内運動場	57.0%	62.1%		65.5%
エレベーター (1階建ての建物のみ保有する学校を含む)	校舎	27.1%	29.0%	31.2%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校※に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約43%(校舎)、 約78%(屋内運動場)に相当	
	屋内運動場	65.9%	70.5%	72.1%		

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組

- **学校バリアフリープラットフォーム (令和8年3月公開)**
バリアフリー化を含めた学校施設整備に関する取組についてのポイントや具体的な整備事例等を紹介する「学校バリアフリーガイド」、バリアフリー化に関する調査研究・事例集、整備目標・実態調査、これまでの通知・事務連絡等、国庫補助制度、広報資料（ポスター、チラシ）等を掲載
- **CO-SHA Slack コミュニティ**
自治体担当者等がバリアフリー化について自由に相談・情報収集・意見交換できるコミュニティを設置
- **学校施設整備の無料相談窓口**
バリアフリー化に関する質問を受け付け、随時、専門家から回答・助言を行う窓口を設置



「学校バリアフリープラットフォーム」



CO-SHA Slack コミュニティ



学校施設整備の無料相談窓口

取組目標(新規)(令和8年度～令和12年度末)

バリアフリー化の計画的な取組とバリアフリー化の質の向上を図るため、以下の取組も目標として設定

- 令和12年度末までに**原則全ての学校設置者**において**バリアフリー化に関する整備計画・方針を策定**
- 令和12年度時点で**新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者**において**当事者参画を実施(予定を含む)**

令和8年2月24日 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した 建築設計標準に関するフォローアップ会議（第9回）資料より

■ 検討の背景

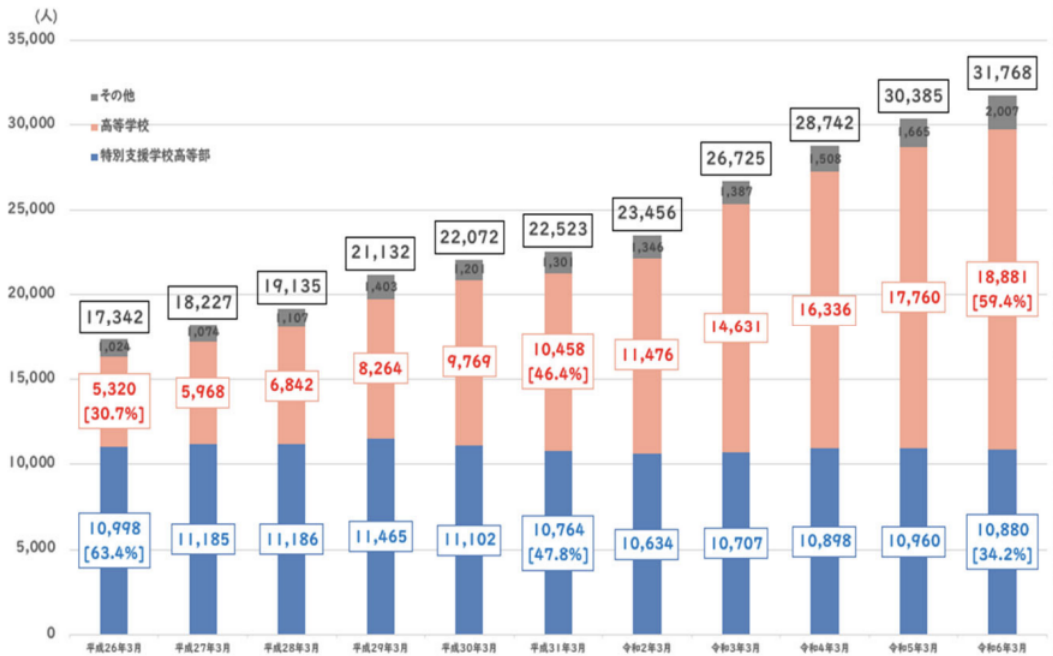
(1) 現行の規定

- **公立小中学校**（特別支援学級を含む。）については、障害のある児童・生徒の進学増加を踏まえ、令和2年に法令を改正（令和3年施行）し、**バリアフリー基準への適合を義務付けている。**
- **高等学校**については、従前より努力義務の対象であり、委任条則に基づき**現在18自治体が義務付け対象に追加**（令和8年2月現在）。

(2) 障害のある生徒の高等学校への進学状況

- 義務教育段階において**障害を理由に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の数は年々増加。**
- 中学校の特別支援学級の卒業生が、特別支援学校高等部ではなく**高等学校に進学する率は年々増加しており、令和5年度卒業生のうち59.4%が高等学校に進学している**（右図参照）。
※肢体不自由のある生徒以外も含む値

参考：中学校の特別支援学級卒業生で高等学校に進学した人数及び割合の推移



※出典：令和6年度学校基本調査

■ 今後の方向性（案）

- 高等学校のバリアフリー整備の状況について、文部科学省と連携して調査し、整理。
- 調査結果等を踏まえつつ、高等学校におけるバリアフリー化の進め方等を検討。

地域コミュニティの拠点となる学校施設の整備推進

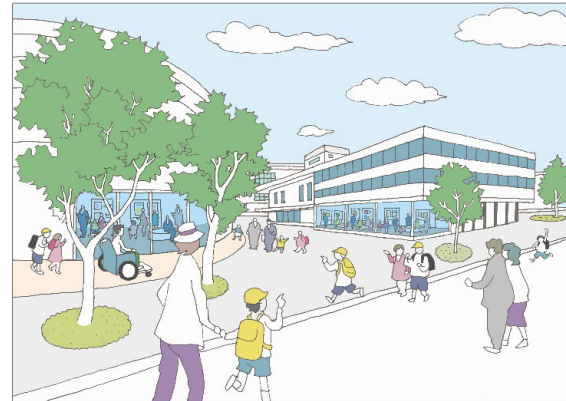
地域コミュニティの拠点、地域住民の生涯学習の場となる学校施設について、学校と地域社会が連携・協働し、ともに創造・交流する「共創空間」の整備を推進するとともに、他の公共施設等との複合化・共用化等を推進する。また、廃校施設の活用を積極的に促進し、地域活性化に貢献する。

(例1) 学校と地域が支えあい協働していくための共創空間



(イメージ)
地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動ができる共創空間としていく姿

(例2) 多様な「知」を集積するための複合化・共用化



(イメージ)
他の公共施設(図書館等)との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿

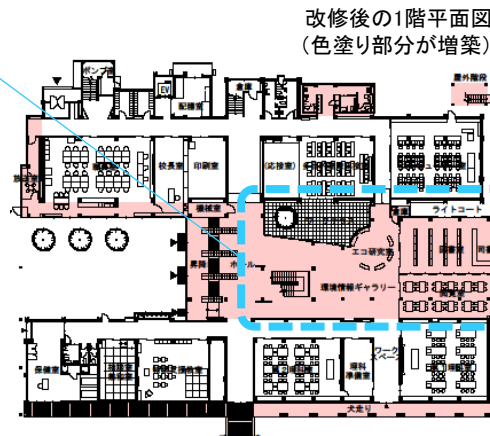
愛知県北名古屋市立西春中学校

校舎の改修により、地域住民の生涯学習の場としてともに活動したり、交流したりすることができる「共創空間」を整備

校舎の長寿命化改修に合わせ、中庭部分にメディアセンター(図書館等)を増築、地域に開放され、住民の活動拠点として活用されている



市の主催で子供向けのクラブを開催



埼玉県志木市立武志木小学校(左)、埼玉県吉川市立美南小学校(右)

学校施設を核として地域住民等との交流や地域活性化を図る観点等から、他の公共施設と複合化



老朽化した公民館、図書館を学校に複合化。図書館では児童による貸出業務体験もできるなど、複合化によるメリットを最大化。
(写真は公共図書館)



地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで様々な年代が利用する施設を複合化。体育館等も地域に開放。
(写真は子育て支援センター)

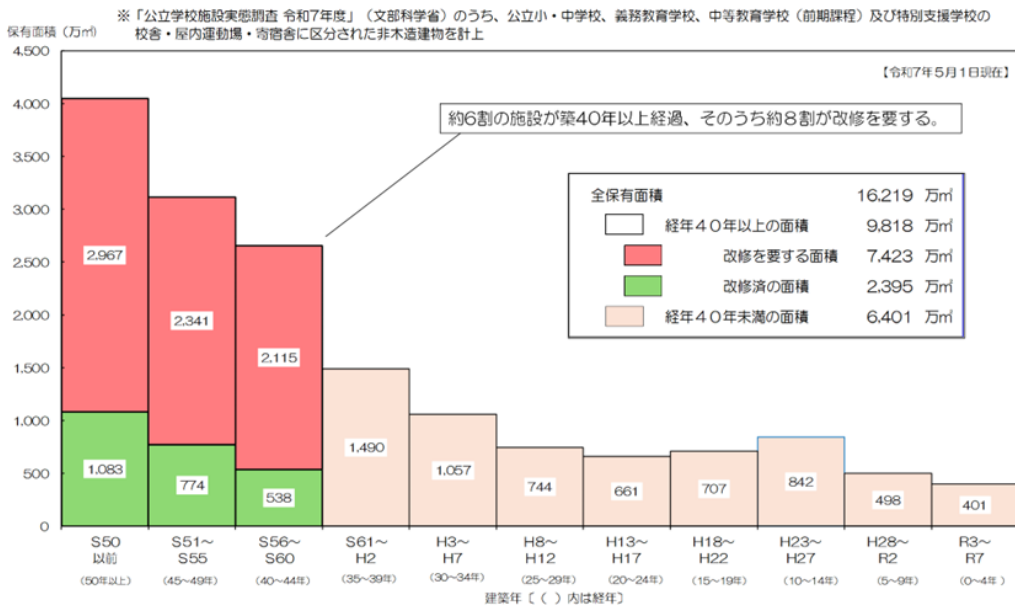
②施設の長寿命化対策の推進

学校施設の長寿命化を図る老朽化対策

昭和40年代後半から50年代に建設された施設が多く、約6割の施設が築40年を経過、そのうち7割以上が改修を要する。

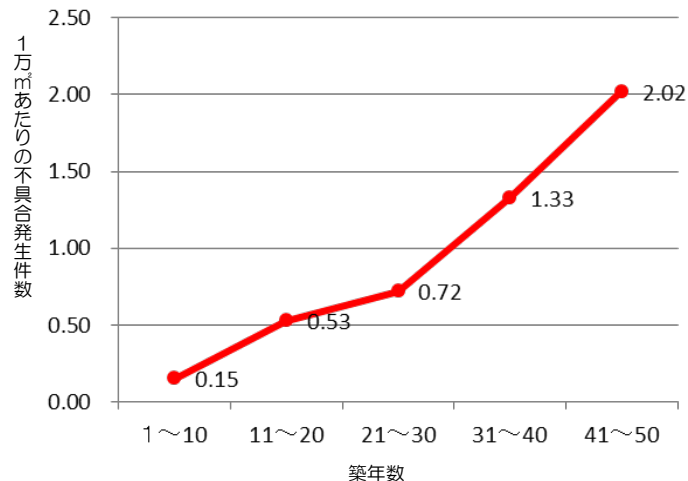
⇒ 整備手法の工夫(長寿命化改修)により費用を縮減しつつ各年度の負担の平準化を行うことで
着実に老朽化対策を実施し、安全・安心で機能的な学校を実現

公立小・中学校等の経年別保有面積<全国>



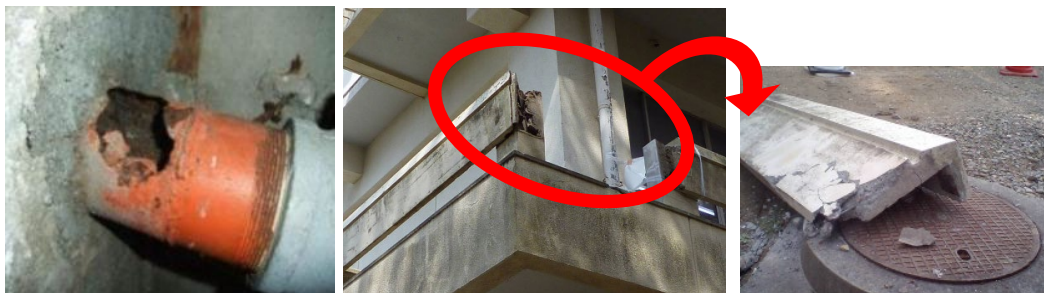
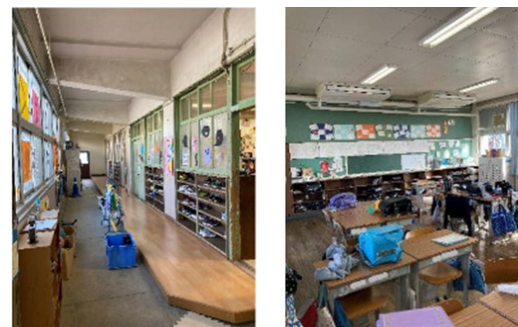
<築年数と安全面の不具合発生率>

抽出調査(調査対象47市町村が設置する公立小中学校3,535校)。グラフは外部・内部・設備改修を行ったものを除いた保有施設面積と安全面の不具合等の発生状況を示すもの。(文部科学省調査)



<旧来型の校舎の例>

学習の場は教室内と想定され、教室内外が明確に区切られており、また教室内部では全員が前向きで授業を受けることを想定されている例が多い。新しい時代の学びを実現するために、学校施設全体を学びの空間ととらえ、多様で協働的、創造的な学びに対応した施設環境への改修を、老朽化対策と一体的に進めることが望まれる。



劣化による配管破損

老朽化により手すりが落下

公立学校施設の長寿命化の推進

財政状況が厳しい中で老朽化への対応を図るため、
整備手法の工夫（長寿命化改修）により費用を縮減しつつ各年度の負担の平準化を行うことで、
着実に老朽化対策を実施し、安全・安心で機能的な学校の実現を目指す。

○長寿命化改修とは

学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるための改修方法。
従来のように建築後4～5年程度で建て替えるのではなく、適切なタイミングで長寿命化改修を実施し、トータルコストの縮減や整備量の平準化を図る。また、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境の確保が可能。

○長寿命化改修のメリット

① 工事費用の縮減、工期の短縮が可能

- ・構造体（柱やはり）の工事が大幅に減少するため、工事費用を建て替えと比較して縮減することが可能。
- ・工期も大幅に短縮

② 建て替えた場合と同等の教育環境の確保が可能

- ・ライフラインや仕上げ、機能の一新が可能
- ・間取りを変更することも可能

③ 廃棄物量が少ない

- ・排出する廃棄物が少なく環境負荷が少ない
- ・廃棄物処理に係るコストの削減が可能



長寿命化改修により建て替え同等の教育環境を確保

長寿命化改修の整備事例

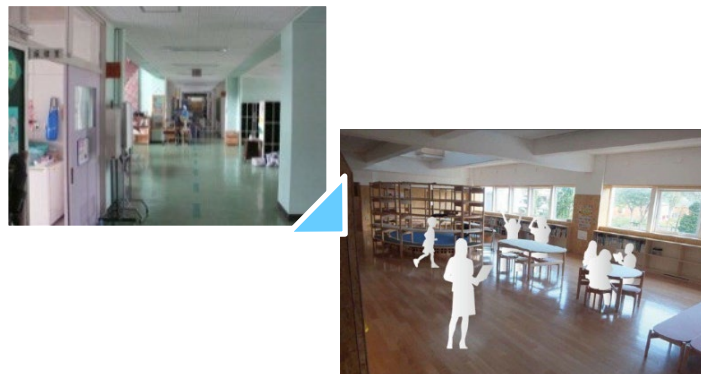
1) 構造躯体の耐久性向上

例：構造躯体の部分的な欠損に対する改修

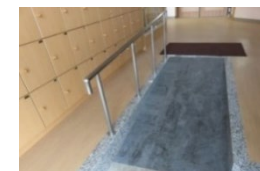


2) 学習内容・学習形態の多様化への対応

例：長寿命化改修に合わせて、多目的に活用できるワークスペースを整備



3) バリアフリー化等への対応



昇降口にスロープを設置



多目的トイレの整備

③脱炭素化等

学校施設の脱炭素化の推進について

国の温室効果ガス削減目標等

- 2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち**2050年カーボンニュートラル**、脱炭素社会の実現を目指す
- 2050年目標と統合的で、野心的な目標として、**2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減**することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける

学校施設にも関連する主な施策

■ 地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）

- ・ 地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。
- ・ 地方公共団体は、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。
- ・ 公共施設等の総合管理やまちづくりと連携し、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進を図る。

■ 政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）

- ・ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。
- ・ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。既存建築物の省エネ対策を徹底。等

■ 公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議

- ・ 2030年度までに公共部門で6.0GWの太陽光発電導入を目指す。

➡ 学校施設においても、脱炭素化・省エネへの取組を進めていく必要がある

文部科学省における取組

■ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

- ・ 文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定している。（2026年6月現在：2,045校を認定）※²
- ・ 認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができる。また、「地域脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省から単価加算措置（8%）の支援を行っている。

■ 学校等における省エネルギー対策に関する講習会の開催

■ ZEBや太陽光等、省エネ・脱炭素化に関する報告書、手引き、パンフレットの作成

学校施設のZEB※¹化の先進事例

岐阜県瑞浪市

瑞浪市立瑞浪北中学校 《Nearly ZEB》



愛知県瀬戸市

瀬戸市立にじの丘学園 《ZEB Ready》



※1 Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物のこと

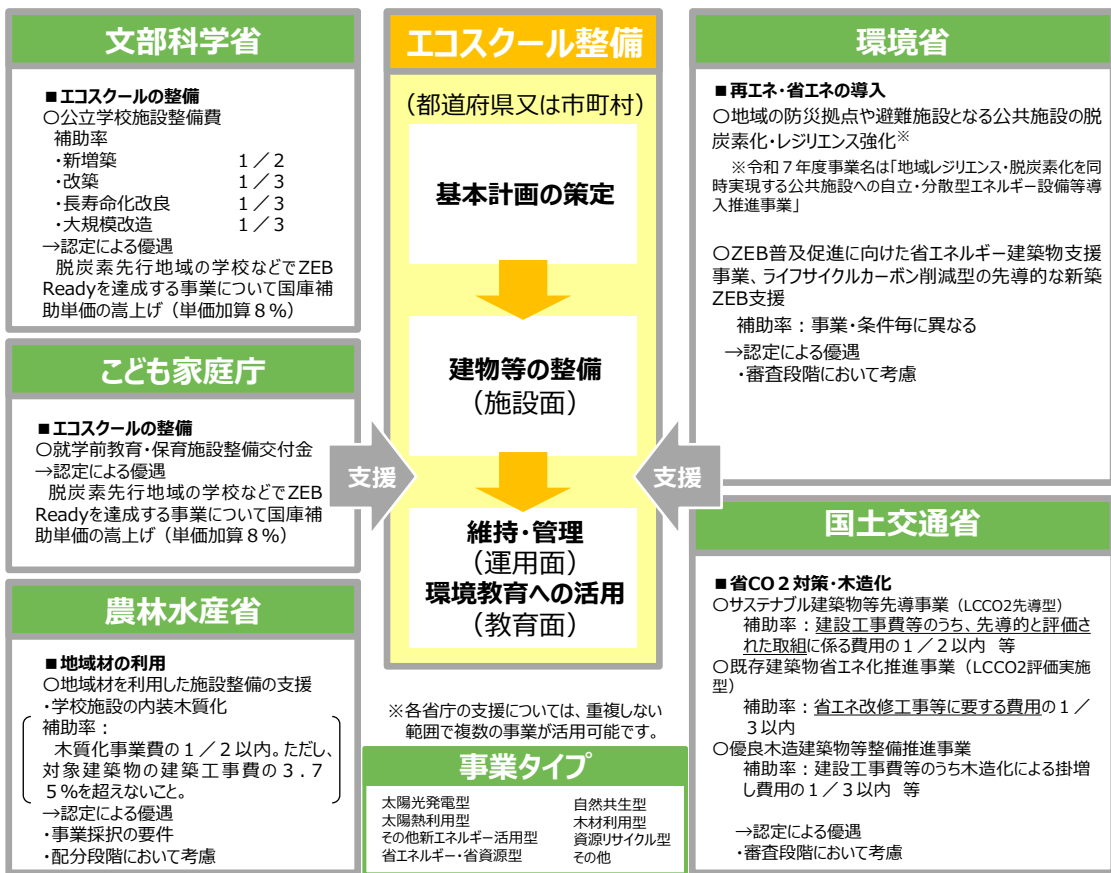
※2 平成28年度以前の「エコスクールパイロット・モデル事業」の認定校数も含む。

「エコスクール・プラス」について



- 文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定しています。（平成29年度からエコスクールパイロット・モデル事業を改称）
- 認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができます。また、「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省、子ども家庭庁から**単価加算措置（8%）**の支援を行います。

エコスクール・プラスの概要



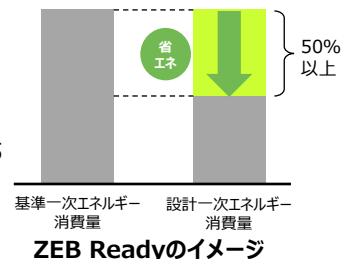
文部科学省の支援措置

- エコスクール・プラスの認定を受けた事業について文部科学省の**支援措置（単価8%加算）**の対象はZEB Readyが達成できる事業かつ、脱炭素先行地域の学校または将来的に『ZEB』が達成できる計画のある学校となります。

ZEB Readyを達成する事業

● ZEB Readyの算定方法

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geq 0.5$$



一次エネルギー消費量とは、空調、換気、照明、給湯、昇降機の一次エネルギー消費量を考慮して算出する。（一次エネルギー消費量は国立研究開発法人建築研究所のHPに掲載されている計算支援プログラム（WEBプログラム）から算出することが可能。）なお、再生可能エネルギー設備及びOA機器等（その他一次エネルギー消費量）を除く。

基準一次エネルギー消費量に対する設計一次エネルギー消費量の割合は建築物省エネ法に基づく指標であるBEI（Building Energy Index）として算出することとなっている。

脱炭素先行地域の学校

- 上記に加え、脱炭素先行地域に立地する学校

「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づき環境省にて募集されている脱炭素先行地域に選定された地域に立地する学校であること。

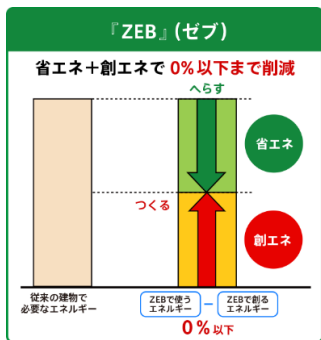
脱炭素先行地域以外の学校

- 上記に加え、将来的に『ZEB』を達成する計画のある学校

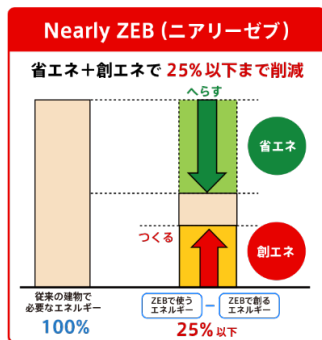
将来的にすべてのエネルギー消費量を再生可能エネルギー等で供給することで一次エネルギー消費量を収支でゼロとするいわゆる『ZEB』を達成する計画を策定した学校であること。

学校施設のZEB化の推進

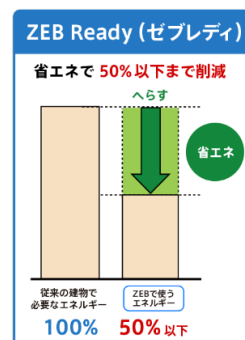
ZEBの定義 環境省「ZEB PORTAL」<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>より



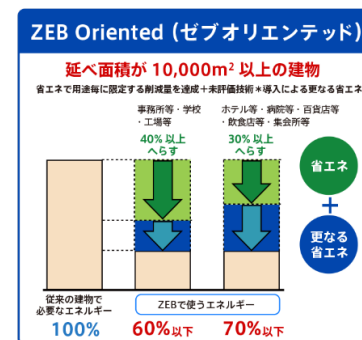
年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物



ZEBに限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物

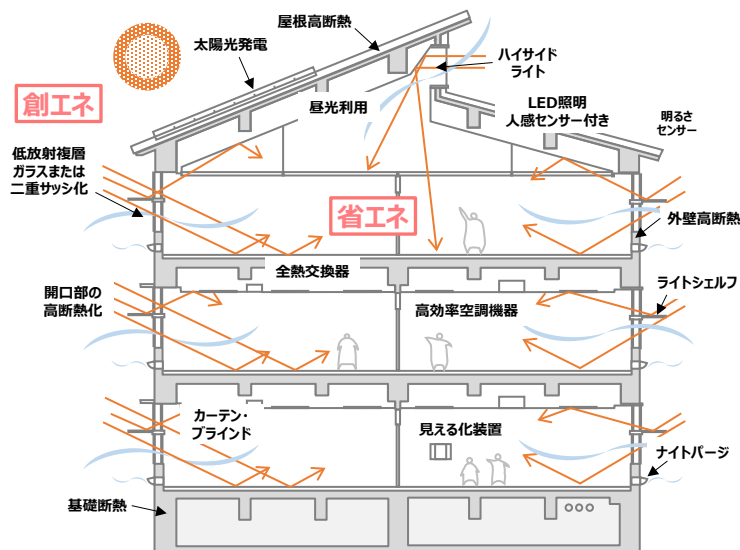


ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物



ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

学校ZEB化のイメージ



ZEB化の要素技術

- 省エネ**
 - 窓、外壁 高性能断熱材、複層ガラス、二重サッシ 等
- 空調、換気**
 - 空調のパッシブ利用 (自然通風システム 等)
 - 空調熱源・冷却塔の効率化 (高効率熱源 等)
 - 空調機の効率化・制御の高度化 (高効率空調機、全熱交換器 等)
 - 換気設備の高効率化 (高効率ファン 等)
 - 換気制御の高度化 (CO₂濃度制御 等)
- 照明**
 - 照明のパッシブ利用 (自然採光システム 等)
 - 照明設備の高効率化 (高効率照明 (LED等) 等)
 - 照明制御の高度化 (人感センサー 等)
- 創エネ**
 - 太陽光発電、地中熱利用、蓄電池 等

学校施設における木材利用の促進について

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 《通称：都市（まち）の木造化推進法》

- 「公共建築物等木材利用促進法」（平成22年法律第36号）の策定から10年が経過
- 木材を利用することで、森林循環を通じた脱炭素社会の実現に貢献
- 耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大

民間建築物を含む建築物一般で木材利用が促進されるよう法改正

【脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（抜粋）】

第五条（地方公共団体の責務）

令和3年10月1日施行

地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、**その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。**

文部科学省における木材利用推進の取組

- ✓ 木造校舎の整備や内装木質化に対する国庫補助（補助に関するお問合せはこちら：sisetujo@mext.go.jp）
- ✓ 木材を活用した学校施設に関する講習会の開催
- ✓ 学校施設へ木材を活用するための手引書やパンフレットの作成

木材を利用した学校づくりに関する情報はこちら ▶

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/mext_01759.html



木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会

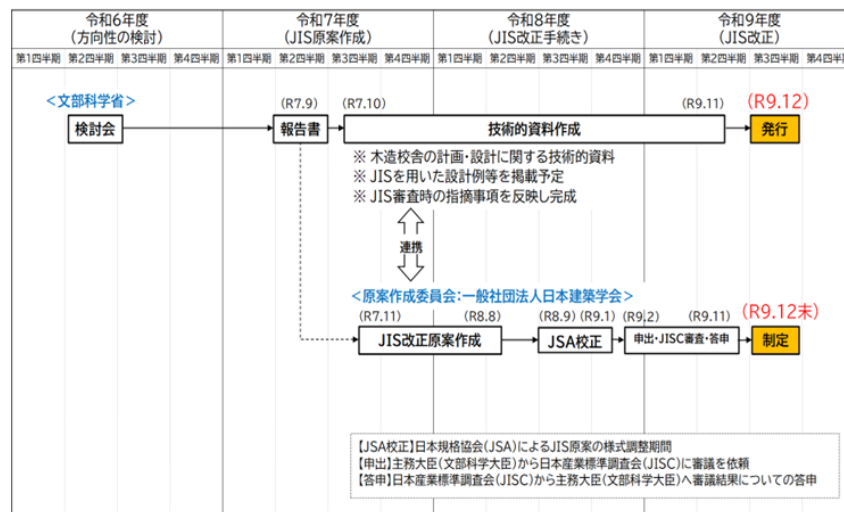
◆木造校舎の構造設計基準（JIS A 3301）

- 大規模木造建築物の設計経験のない技術者でも比較的容易に木造校舎の計画・設計が進められるよう「木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）」を策定（最終改正：平成27年3月）
- 「都市（まち）の木造化推進法」の施行や技術開発の進展など木造建築を取り巻く状況が大きく変化していることから、新しい時代の学校施設の在り方や建築基準関係法令の改正等に対応するため、令和6年9月に「**木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会**」（座長：長澤悟 東洋大学名誉教授）を立ち上げ、「木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）」の改正に向けた検討を開始。（令和9年12月 改正予定）

◆木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会 委員

氏名	役職
青木 謙治	東京大学大学院 農学生命科学研究科・生物材料科学専攻 教授
荒木 康弘	国土交通省 国土技術政策総合研究所 住宅研究部 住宅生産研究室 室長
稲山 正弘	東京大学 名誉教授
大庭 拓也	株式会社日建設計 設計技術部門 テックデザイングループ ダイレクター
垣野 義典	東京理科大学 創域理工学部 建築学科 教授
川原 重明	株式会社木質環境建築 代表取締役
草野 崇文	株式会社日本設計 建築設計群 上席主管
後藤 章子	山形県鶴岡市荘内病院 管理課 専門員
長澤 悟	東洋大学 名誉教授
林立也	千葉大学大学院工学研究院 教授
堀場 弘	シーラカンスK&H株式会社 代表取締役 東京都市大学 名誉教授

◆JIS改正 全体スケジュール（令和8年6月時点）



※ 特別協力者として、林野庁、経済産業省、国土交通省及び国立教育政策研究所文庫施設研究センターが参加

木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会（令和6年度～

[URL] https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/073/index.html



④防災機能の強化

避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査結果（令和6年11月1日現在）

全国の公立学校のうち、**約9割**が避難所に指定 ⇒ 防災機能の**更なる整備充実が必要**

○ 全国の公立学校（32,186校）のうち、避難所に指定されている学校数 29,529校（91.7%）
[91.5%] ※1

○ 避難所に指定されている学校（29,529校）のうち、学校施設の利用方針を策定している学校数 20,827校（70.5%）
[68.9%] ※1

（参考）学校施設の利用方針：地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎及び屋内運動場、校庭等をどのように利用するか定めた方針や計画で、教育活動の再開を見据えて地域住民に開放する部分とそれ以外の部分を区分した上で、避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定してあるもの

避難所に指定されている学校の防災機能設備等の確保状況

※2	避難所指定 学校数※4（校）	確保学校数※4 （校）	割合（%）※1
非常用発電機等	29,529	22,806	77.2 [73.2]
飲料水の確保対策		24,640	83.4 [80.8]
冷房機器※3		25,242	85.5 [64.9]
暖房機器※3		25,486	86.3 [79.3]
ガス設備等		23,103	78.2 [73.3]
通信設備		25,181	85.3 [82.9]
入浴・洗濯等生活用水		10,844	36.7 [-]
断水時のトイレ対策		22,162	75.1 [73.6]

防災関係施設・設備

※「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」
「公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集」より



備蓄倉庫



マンホールトイレ



※1：[]内は前回調査（令和4年12月1日現在）の数値

※2：各防災機能設備等については、敷地や建物内に可搬式のものを含め設置等してある学校のほか、学校の近隣に設置等してある学校や、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により災害時に利用可能な学校を含む

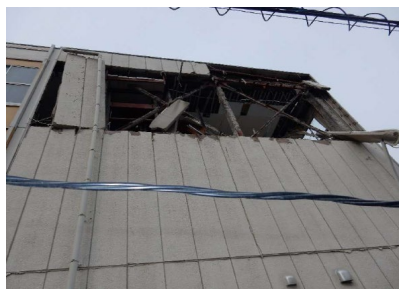
※3：上記に加え、災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な冷暖房機器（スポットクーラー、ストーブ等可搬式のものを含む（扇風機を含む））を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている

※4：全国の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（分校は1校として扱い、休校中の状態の学校、仮設・工事中の校舎は、調査対象外）

令和6年能登半島地震を踏まえた学校施設における課題

- これまでの学校耐震化の措置により、校舎の倒壊被害は生じなかった。
- 一方、**外壁・天井材・照明器具の落下などの被害が発生するとともに、インフラ被害により断水・停電も発生。**
- 老朽化対策・非構造部材の耐震対策が引き続き求められるとともに、避難所として利用される際に以下の課題が浮き彫りになった。**

老朽化対策



校舎の外壁板崩壊

体育館への 空調設備の設置



避難所となった学校体育館の様子

学校施設のバリアフリー化



校舎-体育館のスロープ
(バリアフリー化)の整備例

ライフラインの老朽化対策



電気ケーブルの劣化



配管の腐食

非常用発電機等の整備



屋上に設置された自家発電機
(非常用発電機の整備例)

【空調(冷房)設備※1の設置状況】令和7年5月1日現在

学校種	種類	棟数		設置数(棟数)		設置率		前回R6 設置率 [上昇率]
		うち 避難所 指定校分	うち 避難所 指定校分	うち 避難所 指定校分	うち 避難所 指定校分			
小中学校	体育館 及び 武道場	31,830	29,678	7,236	7,044	22.7%	23.7%	18.9% [+3.8%]
小学校 ※2	体育館	17,882	17,220	3,934	3,876	22.0%	22.5%	18.0% [+4.0%]
中学校 ※2	体育館 及び 武道場	13,948	12,458	3,302	3,168	23.7%	25.4%	20.0% [+3.7%]
特別支援学校	体育館	1,029	579	525	307	51.0%	53.0%	40.8% [+10.2%]

※1 冷房機能を有した設備(スポットクーラーを含む)
※2 小学校には義務教育学校の前期課程を含む。
中学校には義務教育学校の後期課程・中等教育学校の前期課程を含む。

出典：教育環境改善に関する調査(令和7年5月時点)

I バリアフリー化の状況

- 全体
- (1) 校舎

	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消 門から建物の前 まで		エレベーター (1階建ての校舎のみ 敷有する学校を含む)
		昇降口・玄関等から 教室等まで	要配慮児童生徒等が 在籍する全ての学校に 整備※3	
令和7年度末 までの整備目標	避難所に指定 されている 全ての学校に整備※2	全ての学校 に整備	全ての学校 に整備	
令和6年度 整備状況(校数)	20,335 (74.4%)	23,165 (84.7%)	17,820 (65.2%)	8,526※4 (31.2%)
参考：令和4年度 27,733校 (100.0%)	19,523 (70.4%)	22,805 (82.2%)	16,954 (61.1%)	8,041 (29.0%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口間にある教室等までの経路。
※2 令和6年度調査時点で総学校数の約94%に相当。
※3 令和6年度調査時点で総学校数の約43%に相当。
※4 1階建ての校舎のみ保有する学校は225校(総学校数の約0.8%に相当)。
2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は8,301校(総学校数の約30.4%に相当)。

出典：学校施設のバリアフリー化に関する実態調査(令和6年9月時点)

第1次国土強靱化実施中期計画（R8～R12）

- 国土強靱化については、これまで3か年緊急対策（平成30年度～令和2年度）や5か年加速化対策（令和3年度～7年度）等により取組を推進。
- 第1次国土強靱化実施中期計画（令和8年度～12年度）は、改正国土強靱化基本法（令和5年6月16日公布・施行）に基づき、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として、令和7年6月6日に閣議決定。
- 第1次国土強靱化実施中期計画は「計画期間内に実施すべき施策」と、そのうち重点的に取組を推進する「推進が特に必要となる施策」から構成。

◆ 推進が特に必要となる施策（文部科学省関連施策）

(1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

1) 監視・観測体制の強化と予測精度向上、効果的な情報発信

- 地震津波火山観測網の高度化に関する対策

(5) 地域における防災力の一層の強化

1) 避難所環境の改善・充実

- 学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（国公立学校）

- 公立社会体育施設の耐震化・防災機能強化

3) 地方創生やまちづくり計画との連携強化

- 国指定等文化財の耐震対策・防火対策
- 史跡・名勝・天然記念物の水害・老朽化対策

学校施設整備関連データ・参考資料



1. 基本情報

- (1) 公立小中学校数と児童生徒数の推移
- (2) 公立学校施設整備等に関する予算

2. 学校施設整備指針等

- (1) 学校施設整備指針の概要
- (2) 学校施設整備指針改訂の変遷
- (3) 最近の学校施設整備に関する報告等
- (4) 国立大学附属学校の施設整備に関する施策等

3. 学校施設の現状・課題

- (1) 公立学校施設の耐震化の状況
- (2) 学校施設の長寿命化計画
- (3) 教室の規模
- (4) 多目的スペースの整備
- (5) 学校用家具（教室用机）の整備
- (6) 公立学校施設におけるトイレ環境の改善
- (7) 学校施設における木材利用
- (8) 学校施設の複合化等